

第1章 計画の概要

1 計画の背景と趣旨

(1) 持続的な介護保険制度の維持と地域包括ケアシステムの深化・推進

介護保険制度は、平成12年(2000年)の創設から20年以上が経過し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着してきました。

総人口が減少傾向に転じる中、高齢者数は増加し続けており、令和7年(2025年)には、いわゆる団塊の世代全てが75歳以上となり、令和16年(2034年)にはより介護ニーズの高い85歳以上人口が大幅に増加するほか、令和22年(2040年)には、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になり、介護ニーズの拡大とあわせて担い手不足の深刻化が懸念されます。

今後、介護保険制度の持続可能性を維持しながら十分なサービスを確保していくためには、中長期的な視点によるサービス基盤の整備や介護予防の推進に加え、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用していくことが求められます。

このような人口・世帯構成や介護ニーズの拡大、地域社会の変化があっても、介護や介護予防、医療はもとより、住まいや生活支援、そして社会参加までもが包括的に確保されるよう、地域の実情に応じて「地域包括ケアシステム」を深化・推進させていく必要があります。

(2) 地域共生社会を目指した体制づくり

医療・介護・住まい・生活支援・社会参加の支援が必要な人は高齢者に限られず、生活困窮者、独居者、障害者、ひとり親家庭や、これらの要素が複合的に重なり合うケースに対応するため、各制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えた取組を進める必要があります。このような取組を通じて、全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う「地域共生社会」の実現が、「地域包括ケアシステム」の目指す方向であるとも言えます。

鶴ヶ島市(以下、本市という。)では、令和4年度を初年度とする「第3次鶴ヶ島市地域福祉計画」に基づき、地域共生社会の構築を目指して包括的な支援体制づくりに取り組んでおり、こうした方向性との整合性を図りながら、関係分野・機関と連携した取組を推進していくことが必要です。

(3) 鶴ヶ島市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定

鶴ヶ島市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画(以下、本計画という。)は、このような背景を踏まえ、高齢者を取り巻く状況の変化や地域の実情、中長期的な将来のまちの姿などを見据えつつ、令和6年度から令和8年度までの高齢者に対する介護・福祉施策の基本的な考え方と方策を示すものです。

また、介護給付等対象サービスの提供体制の確保と地域支援事業の計画的な実施に取り組むとともに、地域包括ケアシステムが機能する地域づくりを推進するために策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づき、地域における高齢者等の福祉ニーズと必要なサービス量を明らかにし、サービス供給体制を計画的・効率的に整備することを定めるものです。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条第1項の規定に基づき、要介護者等の人数や利用意向等を勘案し、介護給付サービスの種類ごとに必要量を見込むとともに、当該供給量を確保するための方策等の事項及び地域支援事業に関する事項を定めるものです。

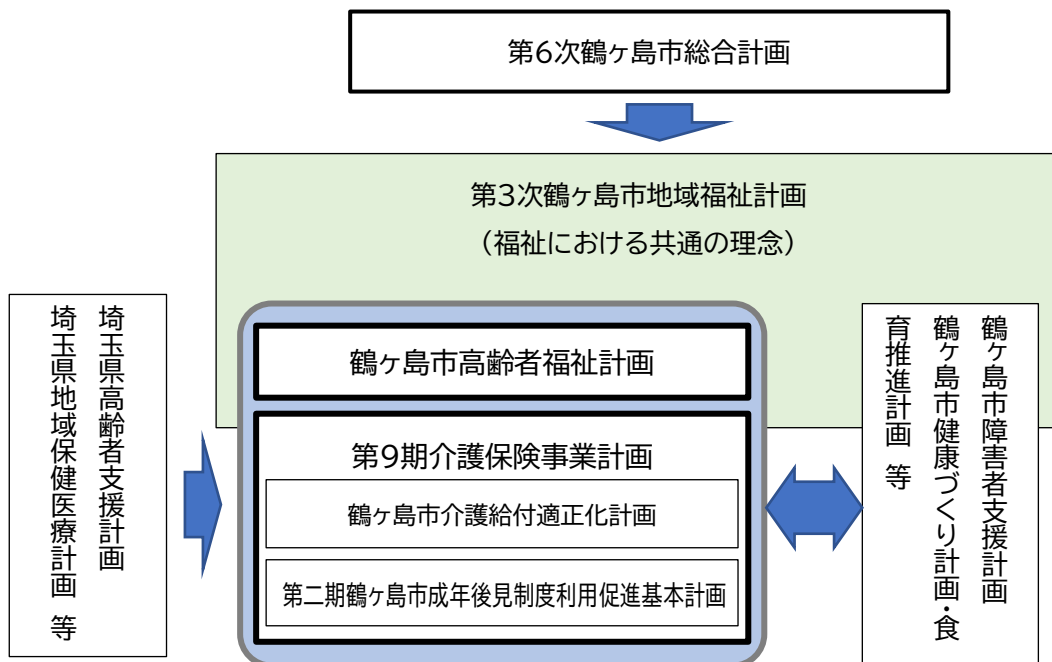
いずれの計画も、すべての市町村に策定が義務付けられているもので、「3年を1期」とし、一体的に策定することとされています。

なお、本計画の「基本目標2 誰もが自分らしく安心して暮らすために、地域で支え合う仕組みづくりを進め、日常生活を支援します」内に規定する「4 権利擁護支援の推進の(2)」については、成年後見制度の利用の促進に関する法律に規定される「成年後見制度利用促進基本計画」として位置づけます。

(2) 関連計画との関係

本計画は、本市の高齢者福祉に関する総合的な計画として、本市の特性を踏まえるとともに、上位計画である「第6次鶴ヶ島市総合計画」及び埼玉県が策定する「埼玉県高齢者支援計画」、「埼玉県地域保健医療計画」等との整合性を図ります。

また、本市の「地域福祉計画」や「障害者支援計画」、「健康づくり計画・食育推進計画」等の関連計画や施策と関係性を保持するものとします。

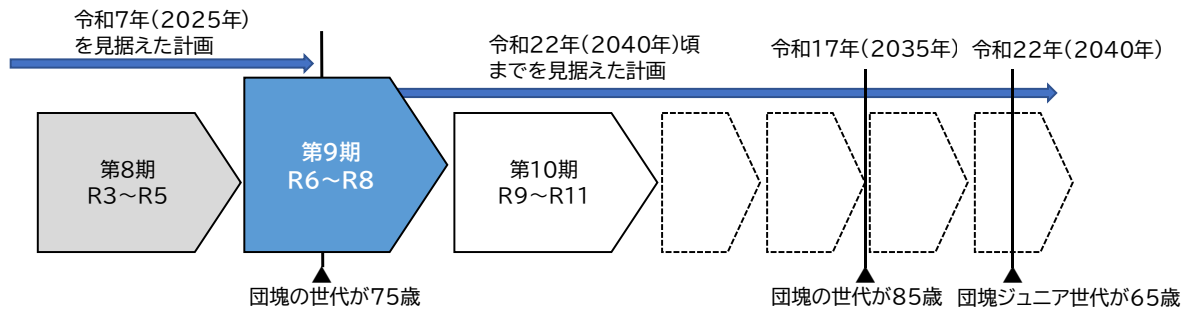


3 計画期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

また、団塊の世代全てが75歳以上となる令和7年(2025年)、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)頃までの将来を見据えた視点を持つものです。

なお、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し、改善を図るものとします。



4 策定体制

(1) 鶴ヶ島市介護保険運営審議会等における検討・審議

被保険者代表、医療・保健・福祉・地域活動団体関係者によって構成する「鶴ヶ島市介護保険運営審議会」を開催し、検討・審議を行いました。

また、「鶴ヶ島市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定庁内検討委員会」において、取組内容等の検討を行いました。

(2) アンケート調査の実施

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

高齢者の生活実態や健康状態、高齢者が抱える生活課題及び介護保険や福祉サービスに関するニーズなどを把握するため、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。

②在宅介護実態調査

要支援・要介護認定を受け、在宅で暮らしている方及びその介護をしている方から、家族介護の実態、施設入所の検討状況、家族介護者の就労状況等を把握するため、「在宅介護実態調査」を実施しました。

③在宅生活改善調査

居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護施設、看護小規模多機能型居宅介護施設の介護支援専門員（ケアマネジャー）を対象に、在宅生活の継続が困難になっている利用者の状況や継続の維持に必要なサービス等を把握するため、「在宅生活改善調査」を実施しました。

④関係団体等ヒアリング調査

介護保険サービス提供事業所、地域包括支援センター、地域支え合い協議会、市社会福祉協議会、シルバー人材センターを対象に、各団体等の活動状況や他団体等との連携状況、充実すべき支援・サービス、高齢者施策推進における課題等について伺うアンケート調査及びヒアリング調査を実施しました。

(3) 市民コメント（パブリック・コメント）の実施

市民コメント制度に基づき、令和5年12月22日から令和6年1月21日までの間、広く市民から本計画（素案）に関する意見を伺い、計画への反映に努めました。

5 関連法令・制度の動き

(1) 第9期計画における国の基本指針

介護保険法第116条において、厚生労働大臣は地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めることとされています。

市町村は、基本指針に即して、「3年を1期」とする市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしています。

基本指針において示された第9期介護保険事業(支援)計画の見直しのポイントの概要は以下のとおりです。

①介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの適切な見込みを踏まえた介護サービス基盤の計画的な確保
- 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえた医療・介護連携の強化
- 地域密着型サービスの更なる普及や複合的な在宅サービスの整備推進、在宅療養支援の充実

②地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 地域共生社会の実現に向けて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から総合事業の充実の推進
- 地域包括支援センターの業務負担の軽減と質の確保
- 認知症に関する正しい知識の普及啓発による認知症への社会の理解促進
- デジタル技術を活用した医療・介護情報基盤の整備
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化など保険者機能の強化

③地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- 介護人材を確保するための処遇改善、人材育成支援、職場環境改善、外国人材受入環境整備など
- 都道府県主導の下での生産性向上に資する様々な支援・施策の総合的な推進
- 介護サービス事業者の財務状況等の見える化の推進

(2) 認知症基本法の制定

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(以下、認知症基本法という。)が成立しました。

認知症基本法に示された基本理念は以下のとおりです。

- ①全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ②国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
- ④認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備する。
- ⑦教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

(3) 重層的支援体制整備事業の創設

令和3年6月に成立した改正社会福祉法において、新たに「重層的支援体制整備事業」が創設されました。重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。